

農業委員の改選について

1 背景

現在の農業委員の任期が令和8年7月19日（日）までであるため、農業委員の改選を行う。

なお、本町の農業委員の定数は37人（本町農業委員会定数条例第2条）

2 農業委員を任命する際の要件等

- ① 農業委員となることができない者（農委法第8条第4項）
 - ・破産手続き開始の決定を受けて復権していない者
 - ・拘禁刑以上に処せられている者
- ② 農業委員の過半数は認定農業者であること。
(農委法第8条第5項)
- ③ 農業委員会の所掌事務に利害関係のない者を1人以上含めること。
(農委法第8条第6項) 農業に従事していない者等の登用
- ④ 年齢、性別等に著しい偏りが生じないよう配慮しなければならないこと。
(農委法第8条第7項) 女性、青年の登用
- ⑤ 委員は市町村長が、議会の同意を得て任命する
(農委法第8条第1項)

3 募集について

- 募集期間 令和8年2月13日（金）～令和8年3月13日（金）

「農業者、農業者が組織する団体その他の関係者に対し候補者の推薦を求めるとともに、委員になろうとする者の募集をしなければならない。（農委法第9条第1項）」に基づき駐在員会、広報白石及びホームページで周知・募集することとしている。